

平成20年6月20日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成19年(ワ)第10626号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成20年4月16日

判 決

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

東京都 [REDACTED]

被 告 品 川 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

同 [REDACTED]

同 [REDACTED]

同 [REDACTED]

埼玉県 [REDACTED]

被 告 大 畑 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

主 文

- 1 被告らは原告に対し、連帶して、760万円及びこれに対する平成19年5月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 当事者の主張

1 原告の請求原因

- (1) 株式会社日興グランダム（以下「日興グランダム」という。）は、証券会社登録その他金融商品取引に関する許可を受けることなく、株式発行会社と共に謀して、証券取引所に上場されておらず、グリーンシート銘柄でもなく、およそ上場する可能性もない会社の未公開株式を売りつけることを業として行う会社である。
- (2) 原告は、下記取引当時、日興グランダムの従業員であり、被告品川■（以下「被告品川」という。）は、日興グランダムの代表取締役であり、被告大畠■（以下「被告大畠」という。）は、日興グランダムの取締役であり、かつ「営業本部長」なる肩書を有していた。
- (3) 被告らは、真実は、ほとんど無価値か上場したとしても購入価格に比較して著しく低価にしかならない未公開株式を、あたかもすぐに上場され、利益を確実に得ることができるかのようにふれまわり、これを信じた原告をして、次のとおり未公開株式を購入させた（以下「本件各取引」という。）。

記

①平成17年7月8日	株式会社メディブ株1株	60万円
②同月11日	同株1株	60万円
③同日	同株2株	120万円
④同年8月30日	株式会社テクノスペース株2株	80万円
⑤同年11月7日	プログレッシブ・システムズ株式会社株10株	
		270万円
⑥同年12月1日	株式会社ルネサンス俱乐部株5株	100万円

なお、上記③及び⑤は、原告が原告の妻である■名義購入したものである。

- (4) 日興グランダムは、証券業を登録なくして営業するものであり、証券取引を行う資格がないのにあるように装って被告品川、被告大畠、その他日興グ

ランダムの従業員において、証券取引を行うと称して金銭の交付を受ける行為はいわゆる未公開株詐欺商法であって、不法行為を構成する。

また、上記未公開株式は、日本証券業協会の自主規制により、その取引を勧誘することが許されるもの（いわゆるグリーンシート銘柄）に該当しないし、被告品川、被告大畠、その他日興グランダムの従業員において、そのような未公開株式についてあたかもすぐに上場され、利益を確実に得ができるかのように述べて取引を勧誘することは不法行為に該当する。

(5) 証券業の登録を得ることもなく違法な未公開株商法を業として行って金銭を騙取るために日興グランダムを組織した被告品川、同大畠は、当時日興グランダムの取締役であった福田[...]とともに相互に共同して不法行為責任を負う。

(6) 被告品川は、日興グランダムの代表取締役として日興グランダムの業務を適法かつ適正に遂行すべき者であるところ、日興グランダムにおいて違法行為が組織的構造的になされていたものであること、その違法行為は法律上刑罰をもって禁じられている行為を虚偽の事実を断定的に申し向けてするものであることからすれば、被告品川には代表取締役としての業務監督を重大な過失により懈怠した。

したがって、被告品川は、平成17年法律第87号による改正前の商法266条の3に基づく責任を負う。

(7) 被告大畠は、日興グランダムの取締役として日興グランダムの取締役会構成員たる地位において代表取締役である被告品川に対する監視監督義務を負うべきところ、監視監督義務の対象は、取締役会に上程された事項に限定されることなく、代表取締役の業務執行行為一般に及ぶものであって、監視監督義務遂行のため必要があるときには取締役会を招集又は招集請求するべきものである。そして、日興グランダムにおいて法律に違反する違法行為は組織的構造的になっていたから、被告大畠には取締役として代表取締役の業務

遂行について取締役会を招集するなどしてその是正をすべきであったのにその監督義務を尽くさなかつたこと、及びその任務懈怠には、少なくとも重大な過失があつた。

したがつて、被告大畑は、平成17年法律第87号による改正前の商法266条の3に基づく責任を負う。

(8) よつて、原告は被告らに対し、不法行為若しくは上記改正前の商法266条の3に基づいて、本件各取引代金合計690万円と弁護士費用の合計760万円及びこれに対する平成19年5月9日（訴状送達の日の翌日）から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

2 請求原因に対する被告らの認否

(被告品川)

- (1) 原告の請求原因(1)（日興グランダムの地位）は、日興グランダムが証券業の登録をしていないことは認めるが、その余は否認ないし争う。
- (2) 同(2)（原告及び被告らの地位）は、認める。
- (3) 同(3)（本件各取引）のうち、本件各取引の存在は認める。
- (4) 同(4)（日興グランダムの不法行為）は争う。

日興グランダムは、ベンチャー企業に対する投資及び上場支援を行うことを業としているのであり、個別案件として、株式発行会社から個人株主作りの目的で日興グランダムが保有している株式を個人に対して譲渡することを依頼された場合に限り、購入希望者に対し、相対取引により自社が保有していた株式を譲渡することがあつただけである。

- (5) 同(5), (6)（被告品川の責任）は争う。

(被告大畑)

- (1) 原告の請求原因(1)（日興グランダムの地位）は、日興グランダムが証券業の登録をしていないことは認めるが、その余は否認ないし争う。
- (2) 同(2)（原告及び被告らの地位）は、認める。

(3) 同(3)（本件各取引）のうち、本件各取引の存在は認める。ただし、原告の妻名義の取引が原告がしたものであるか否かは知らない。

(4) 同(4)（日興グランダムの不法行為）は争う。

本件各取引は、日興グランダムが所有している株式を原告に譲渡する相対取引であって、証券取引業法とか業法上の法律に違反するものではない。また、同株式がグリーンシート銘柄でないことは認めるが、相対取引であるから、グリーンシート銘柄であるか否かとは関係がないし、違法な詐欺的商法でもない。

原告は日興グランダムの営業社員として日興グランダム保有の本件各取引にかかる株式の発行会社について、躍進が期待されるベンチャー企業で、近い将来新興市場に上場予定であると、投機的なものとして、ハイリスク・ハイリターンの伴う株式であることを承知して購入しているのである。

日興グランダムは原告を含む営業社員に対し、本件各取引にかかる株式の購入を第三者に勧誘する場合には「近いうちに上場して確実に利益が得られる」とかの断定的な勧誘行為をしないように教育指導をしている。

(5) 同(5), (7)（被告大畠の責任）は争う。

第3 当裁判所の判断

1 原告の請求原因(1)（日興グランダムの地位）のうち、日興グランダムが証券業の登録をしていないこと、同(2)（原告及び被告らの地位）は、当事者間に争いがない。原告の妻名義の取引が原告がしたものであることは、原告本人の供述により認める。

2(1) 上記当事者間に争いがない事実に証拠（甲1ないし3, 11, プログレッシブ・システムズ株式会社に対する調査嘱託の結果、原告本人、被告品川本人、被告大畠本人）によれば、日興グランダムは、福田[]がオーナーとして設立した会社で、証券業の登録をしていないが、12, 3名の営業マンを雇って、組織的に、日興グランダムが購入した未公開株式を近く上場が確

実であって、将来上場された場合には、転売して多額の利益が得られると勧誘して、これを不特定の個人客に販売していたこと、被告品川は、日興グランダムの社長として日興グランダムを主宰し、被告大畠は、日興グランダムの営業部長として、日興グランダムの営業を統括し、営業マンを指揮、監督していたこと、その際、被告品川、被告大畠は、営業マンには、証券業の登録がなくても「相対取引」であれば問題がないと説明していたこと、日興グランダムが個人の顧客に販売した未公開株式は、本件各取引にかかる株式（株式会社メディブ、株式会社テクノスペース、プログレッシブ・システムズ株式会社、株式会社ルネサンス倶楽部）のほか数社あるが、上場にこぎ着けた会社はK F E J A P A N 株式会社のみで、顧客に対する売却値段が60万円であったのに初値は11万円にすぎなかつたなど、その他の会社は、上場が予定されているわけでもなく、上場できるような内容の会社であるかどうかも分明でない会社であって、日興グランダムが個人客に販売した未公開株式は、その代金に見合う客観的な価値はなく、個人の顧客は、今まで購入代金に見合うリターンを得てはいないことの各事実を認めることができる。

(2) 上記認定事実によれば、日興グランダムは、証券業の登録をすることもなく、上場が予定されているわけでもなく、上場できるような内容の会社であるかどうかも分明でない会社の未公開株式を「相対取引」であるとして、反復継続して、不相当地に高額な代金で顧客に販売していたことが明らかである。

そうすると、上記は、証券業の登録を受けなければならぬのにこれをすることなく証券業を営む点で刑事罰の対象となる行為であり（平成18年法律第65号による改称前の証券取引法2条8項、28条、198条11号。なお、自己の計算で株式の売買を営業として行うことは証券業に含まれるのであるから、取引所の外で行うと否とにかかわらず、これを営業として行うのであれば、証券業の登録が必要なことはいうまでもない。）、未公開株式についてあたかもすぐに上場され、利益を確実に得ることができるかのよう

に述べて取引を勧誘する点で詐欺に該当するというべきである。

3(1) 被告品川は、株式会社ルネサンス俱楽部は東証マザーズに上場を予定しており、株式会社テクノスペースは投資に値する会社であるということで、日興グランダムが株式を引き受けたものである旨供述するが、到底信用できない。

第1に、被告品川が日興グランダムの投資であるというが、その資金繰りがどうなっているかについても供述することができないし、投資対象である未公開株式発行会社が、どのような会社でいつどういう計画の下に上場をするのかという具体的な調査をした形跡はない。被告品川は、各会社の会社案内程度のパンフレット等を提出するが、その程度の資料で多額の投資をするとはにわかに信じられない。現に、日興グランダムは、未公開株式の上場によりリターンを得たことはないのである。

第2に、被告品川は、株式会社ルネサンス俱楽部株を他に売却した理由について、ルネサンス俱楽部から個人株主を殖やして欲しいと依頼されたからである旨述べるが、日興グランダム自身が投資してリターンを得るという行動と矛盾する行動である。ルネサンス俱楽部が個人株主を殖やしたいからといって、日興グランダムがその引き受けた株式を「相対」で、営業マンを雇って、組織的に、個人の譲渡先を探索しなければならない合理性を見いだすことはできない。

第3に、ルネサンス俱楽部株は、平成17年11月11日当時、1株5000円で取引されていたのであり（乙へ4），これを日興グランダムは、5株で100万円で売却していて、プログレッシブ・システムズ株式会社は、平成17年に株式の第三者割当を行った際の割当価格は1株10万円ないし11万円であったのに、原告には10株270万円で譲渡しているのであるから、いずれも、不相當に高額な代金で取引を行ったとみるほかはない。他の株式もこれと大同小異であることは容易に想像されるところである。本件

で提出された証拠から、本件各取引が同取引に係る株式の売買代金として相当の額で取引されたと認めることはできない。原告本人の供述によれば、日興グランダムは、契約額の10パーセントの報償金を営業マンに支払っていたというのであって、そのほかに基本給を支払っていることを考えると、日興グランダムが引き受けた株式の代金を売却する場合に、相當に高額で売却するのでなければならないことは明らかである。

以上、要するに、日興グランダムは、証券業の登録を受けることなく、未公開株式を「相対」で個人の顧客に、あたかもすぐに上場され、利益を確実に得ることができるかのように述べて取引を勧誘し、不相當に高額な値段で組織的に販売していたのであって、組織的に詐欺を行っていたとみるほかはないところ、被告品川は、そのことを知りながら、日興グランダムを主宰していたのであるから、詐欺の共同行為者であるというほかはなく、日興グランダムから未公開株式を購入した顧客に対しては、当該顧客の存在あるいは具体的な勧誘手段、状況を被告品川が知っていたと否とにかかわらず、不法行為（詐欺）に基づく責任を負うというべきである。

(2) 被告大畑の責任についてみると、被告大畑は日興グランダムの営業部長として、日興グランダムの営業を統括しており、日興グランダムが組織的に未公開株式を不相當に高額な代金で販売していたことを知っていたことは明らかであるから、同被告も日興グランダムから未公開株式を購入した顧客に対しては不法行為（詐欺）に基づく責任を負うというべきである。

被告大畑は、日興グランダムは証券業の登録はしていないが、「相対」でしているから問題がないと被告品川から説明を受けており、営業マンにはハイリスク・ハイリターンであることを理解してもらって販売するように教育していた旨弁解するが、同被告が証券会社に勤務していて証券取引に専門的知識を有していること（同被告の自認するところである。）からすれば、証券業の登録がなくても「相対」であれば違法ではないと同被告が認識してい

たとは到底考えられない。そして、日興グランダムが組織的に未公開株式を個人客に販売していたことを認識していたこと、販売にかかる未公開株式は具体的な仕入れ値を知らなかつたとしても、利益を乗せて販売していることは認識していたこと、販売にかかる未公開株式がいつ頃上場する予定か等の具体的な話を聞いてもいないことは同被告の供述から明らかであり、これらの事情からすれば、同被告は、日興グランダムがベンチャー企業に投資をしてリターンを得る目的の会社ではなく、組織的に「相対」で不相當に高額な価額で未公開株式を個人の客に販売している会社であることを認識していたことは明らかであつて、詐欺の共同行為者であるというほかはなく、日興グランダムから未公開株式を購入した顧客に対しては、当該顧客の存在あるいは具体的な勧誘手段、状況を被告大畠が知っていたと否とにかくわらず、同被告も不法行為（詐欺）に基づく責任を負うというべきである。

- 4 上記認定、判断によれば、被告らは、原告に対して共同不法行為者としての責任を負うから原告が本件各取引により被った損害（690万円）を賠償すべき義務がある。また、本訴の弁護士費用は、原告主張の70万円をもって相当と認める。

なお、原告は、日興グランダムの従業員（営業マン）であったのであるが、原告自身が日興グランダムが不相當に高額な代金で未公開株式を販売しているとか、上場予定もなく上場見込みも殆どないような未公開株式を販売しているとかいう事情を認識していたわけではないことは、原告本人の供述からも明らかであるから、原告が日興グランダムの従業員であることは上記認定、判断を左右するものではない。また、原告が未公開株式を販売したことによって日興グランダムから報償金の支払いを受けているのであるが（原告本人）、本件の各未公開株式の販売代価が直接減価されたわけではないから、これを原告の損害から差し引くべき理由はない。

よつて、原告の本訴請求は理由がある。

東京地方裁判所民事第12部

裁 判 官 締 引 積

これは正本である。

平成20年6月20日

東京地方裁判所民事第12部

裁判所書記官 小宮清

